

## 正 誤

埼玉県告示第六百十九号（平成二十八年五月二日第二千七百九十四号）中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

埼玉県秩父市山田字崩鼻二〇九八、二〇九九、二一〇三、二一〇六

正

埼玉県秩父市山田字崩鼻二〇九八・二〇九九・二一〇三・二一〇六（以上四筆について次の図の示す部分に限る。）

ページ 行

一 前から十六

誤

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

正

ロ 立木の伐採の限度

ページ 行

一 前から十八

誤

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

正

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及

び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）